平成23年度第1回秋田県建設業審議会の概要について

1 日時及び場所

平成23年8月24日(水) 10時00分~12時 ルポールみずほ 2階 ふじの間

2 出席者

委員:田中委員、加賀谷委員、高橋委員、加藤委員、菅原委員、村岡委員、 阿部委員、石塚委員 (委員14名中8名が出席)

県側: 冨田建設交通部長、熊谷建設交通部次長、塚田建設管理課長、 伊勢建設管理課技術管理室長、松橋建設管理課技術管理室技術管理監、他

3 議事の概要

(1) 会長の選任

委員の互選により、田中委員が会長に選任された。 (会長就任のあいさつ後、田中会長が議長となり議事を進行した。)

(2) 会長職務代理者の指名

田中会長により、会長職務代理者として加賀谷委員が指名された。

(3) 議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として加賀谷委員及び高橋委員が指名された。

(4)報告事項

県内建設業を取巻く状況等について、事務局から報告がなされた。

(質疑応答・意見等の概要)

委 員: 予定価格の事後公表は拡大されるのか、今後の見通しはどうなっているのか。

委員: 積算能力も受注企業の技術力の一つであり、また、予定価格の事前公表により、くじ引きが増加する懸念があるので、技術力の高い者を受注者として 選定するため、予定価格の事後公表を拡大すべきと考える。 委員: 工種や工事内容によっては予定価格の事前公表が望ましいとの意見もあるが、事前公表を行うと、真面目に見積積算しない企業の参入が可能になり、 技術力のある真面目な企業が排除される懸念があることから、基本的には事 後公表が望ましいと考える。

事務局: 全国的には、事前公表から事後公表への移行の動きが拡大傾向にある。

本県としては、技術力のある企業を適切に評価する仕組みづくりを進めているが、事前公表及び事後公表、それぞれにメリット、デメリットがあり、こうした点を踏まえつつ取組みを進めていきたい。

昨年に引き続き、予定価格の事後公表のモデル的試行を行い、落札率や工事の品質について適切に評価、検証しながら慎重に対応して参りたい。

委員: 社会基盤整備を進めていく上で最近は、品質確保を重要視し、品質の良い ものを長期間使用していくとの考えが主流となっている。

そのためには、受注業者選定にあたり、価格競争だけではなく品質確保できる技術力も適切に評価することが大切であると考えている。

社会基盤の品質確保につながる技術力の高い受注者を選定するための制度は、データを蓄積し、適宜検証し、見直しを行っていかないと確立できないと考える。

委員: 道路・河川の通年の維持管理事業の内容を説明してほしい。

事務局: これまで単年度契約で個別に発注していた、道路の維持修繕や河川の維持 修繕について、今年度から2カ年契約で包括的に発注している。受注者は地 域の企業による共同企業体としている。

このような発注方式とすることで、受注企業における技術者や資機材の計画的・継続的な確保や地域の事情に精通した技術者の活用等を図って参りたい。

委 員: 県内の市町村では入札契約制度の対応や落札率の水準にバラツキがあるが、 この点について県はどうのように考えているのか。

事務局: 各市町村の入札契約制度については、発注者である各市町村自身が判断す

べき事項と考えている。

なお、県としては県公共工事契約業務連絡協議会等の機会を捉えて、国の制度や県の状況の紹介に努めており、これらを参考に各市町村が適切に対応 していただきたいと考えている。

委員: 「建設産業の再生と発展のための方策2011」を受け、県としても地域社会の維持のための方策をより具体的に考えていく必要があるが、地域社会を維持するために必要な適正建設業者数について、県として考えを持っているのか。

事務局: 必要な建設業者数を具体的に示すことは難しいと感じているが、例えば、 除雪や災害対応等のために必要な企業数、県の基幹産業として県内経済を下 支えするために必要な企業数など、総合的な視点から、過去のデータも検証 しながら検討していきたいと考えている。

> 将来的に建設投資の増加が見込めず、建設業は厳しい状況にある中で、県 としては、地域維持型の契約方式等を進め、地域維持事業の担い手を確保し ていきたいと考えている。

(5)審議事項

低入札価格調査基準価格等の見直しについて、事務局から説明がなされた後、審議が行われ、改正案について了承された。

(質疑応答・意見等の概要)

- 委 員: 低入札価格調査基準価格の改正案には賛成であるが、建設投資に対する建 設企業数は供給過剰構造にあり、価格競争重視の傾向はこれだけでは改善さ れないと考えている。
 - 一部の国会議員による研究会で、予定価格の上限拘束性の撤廃等の会計法令の改正も含めた適正な公共調達のあり方が検討されていると聞いている。本県としても、今後、品質確保のため、技術力評価により重点を置いた入札制度を検討していくべきと考える。
- 委員: 低入札価格調査基準価格の改正には異議はないが、同基準価格の算定式の 一般管理費の割合を下げた理由を説明してほしい。

事務局: 今回の低入札価格調査基準価格を算定するにあたり、本県の現行算定式と 国のモデル算定式をトータルで比較の上、国のモデルを採用しようとするも のであり、その結果として一般管理費については割合が下がったものである。